

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、「ツール・ド・とちぎ」についてであります。

第2回大会が、去る3月23日から25日までの3日間にわたり開催され、前回大会を上回る約7万2千人の方々にお越しいただくとともに、官民連携によるオール栃木体制での大会運営等について、自転車競技関係者から高い評価をいただいたところであり、来年3月に実施する第3回大会が、更に魅力あるものとなるよう、主催者並びに市町をはじめとした関係団体等と一層の連携を図り、準備を進めて参ります。

次に、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンについてであります。

4月から始まりましたDCにつきましても、「花、食、温泉、自然、歴史・文化」をテーマに、本県が持つ魅力的な観光資源を生かした様々な特別企画が実施されており、これまで国内外から多くのお客様にお越しいただいております。特に、新たな取組となった夜の足利学校の特別公開や、DCに合わせて開催した鹿沼春の彫刻屋台まつりなどは好評を博したところであり、テレビコマーシャルの舞台となった大田原市の雲巖寺や日光市の英国大使館別荘記念公園には、想定を上回るお客様に訪れていただいているところでもあります。

開催期間の6月末まで、引き続き、県内各地で魅力あるイベントが開催されますので、「おもてなしいちご隊」をはじめ、県民とともにDCの成功に向け、全力で取り組んで参ります。

次に、関西圏等における情報発信拠点として、新たに設置いたします「^と栃木^ち県^ぎ企業^の誘^い致^い・^も県^の産品^の販売^の推進本部 大阪センター」につきまして、この度、設置場所が決定し、7月30日に開所することといたしました。これを契機として、更なる観光誘客や農産物など県産品の販路開拓、企業誘致等に積極的に取り組み、関西圏等における本県の知名度向上につなげて参ります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組についてであります。

本県がホストタウン登録をいたしましたハンガリーの事前トレーニングキャンプの誘致につきましては、すでに陸上競技のキャンプが決定しているところですが、先月、視察のために来県した水泳連盟をはじめ、近代五種、新体操などの競技団体に対して働きかけを行っております。今後とも市町や競技団体と緊密に連携し、様々な機会をとらえてキャンプの誘致に取り組むとともに、日本で開催される国際大会に出場するダンススポーツ選手団を、今月16日から19日まで受け入れるなど、ホストタウン交流にも積極的に取り組み、県民のハンガリーへの一層の理解促進を図って参ります。

また、本県内において「東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー」が実施されることとなりました。来月5日に県議会議事堂1階において開催するフラッグツアー歓迎イベントや、翌6日からの県内全25市町の巡回等を通じ、大会への機運醸成を図って参りたいと考えております。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例4件、その他の議案5件の計9件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を段階的に引き上げること等のため、栃木県県税条例等の一部を改正するものであります。

第2号議案は、旅館業法等の一部改正に伴い、施設の構造設備の基準を改めること等のため、旅館業法施行条例等の一部を改正するものであります。

第3号議案は、栃木県総合運動公園に有料公園施設を設置することに伴い、新たにその使用料を定めるため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、施設の利用料金体系を見直すこと等のため、栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、栃木県人事委員会委員田島二三夫氏の任期が来る7月12日に満了いたしますので、その後任として近藤峰明氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第6号議案から第8号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第9号議案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償の請求について、あっせんを申し立てるため、議決を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の放棄等の承認に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。